

訪問看護医療DX情報活用加算について

2024 年度診療報酬改定で、オンライン資格確認等システムが導入されたことを踏まえ、当ステーションでは初回訪問時等にご利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用し、訪問看護に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供することを目指しています。

【対象者】

医療保険で訪問看護管理療養費を算定する者

【算定開始日】 2026 年 6 月 1 日より

【算定内容】

当ステーションは地方厚生局長等に届け出を行い、健康保険法第 3 条第 13 項の規定による電子資格確認により、看護師等（准看護師を除く）が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、下記の定められた額を所定額に加算いたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算 月 1 回に限り 50 円

【個人情報の取り扱い】

個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、ご利用者への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

【資格情報の提供】

資格情報の提供は、ご利用者及び代理人の同意に基づいて行われます。同意なしにオンライン資格確認を行うことはございません。

【施設基準】

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること。
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制及び同意取得型のオンライン確認等システムの活用により、看護師等がご利用者の診療情報等を取得及び活用できる体制を有していること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用し、訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3の掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。